

議決権の行使についての参考書類

第1号議案 第1期営業報告書案承認の件

営業報告書

(平成18年 3 月28日から平成18年 9 月30日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

当社は、平成18年3月25日に、創立総会を無事終了し、3月27日には登記の手続きを完了することが出来ました。以後、e-CISスタッフとしての情報系大学院生の採用で、e-Learningコンテンツの作成、愛媛大学内での業務等に参画して参りました。この内、「松山市eビジネス創出事業」に関わりますe-Learningコンテンツ作成は、順調に推移し、9月22日には、附属中学校でデモンストレーションを行なうとともに、記者発表をいたしました。今後、松山市内の他中学校等への波及が期待されています。この事業の、松山市への応募に際しましては、募集締め切りが当社の創立以前であったため、既存の松山市内の関連企業に共同提案をお願いした経緯があり、松山市からの補助金収入は、当該企業を経由してのものになっています。また、学部のホームページの維持管理や、学部同窓会の名簿作成等に関しましても、鋭意作業を行なっておりますが、特に学内での調達に関しましては、当初は学長に株主をお願いしたことによる利益相反の問題や、本社所在地を学内にしたことによる問題等を、学内事務方(契約課)からいわれ、当社の名前で、契約に応じ得ないことになっております。

そこで、一部の株主の方々に、当社株式の譲渡をお願いし、株主名簿を更新するとともに、今回の株主総会において、本社の所在場所の変更のための定款変更をお願いすることにしました。このことによって、学内での営業活動に支障はなくなるものと思えますので、当社の設立趣旨にもありますように、「愛媛大学の情報系業務のアウトソーシングの受け皿企業としての活動を強化」し、e-CIS スタッフとしての、「大学院生を実働部隊として活用し、学生に実学体験を与え、かつ経済支援をする」ことを、さらに強化していこうと存じております。当然、学内のシステム構築等に関しましては、「愛媛大学に在職する専門分野の教員と共同研究協定を締結し、最新の研究成果の現実的対応の促進」する方向で進む予定です。

なお、当期の収入面につきましては、上で述べました、「松山市eビジネス創出事業」のように、関連企業を経由するものが、現状では多くなっていますことと、大学等の会計年度の末(3月)での支払いが多々あること、さらに上記の利益相反がらみでの、学部等との直接契約の困難さ等から、必ずしも満足いくものではありません。しかし、今

後は、上で述べましたような、いくつかの障害が取り除かれますので、学内での受注・契約活動も活発になるであろうと予測されます。また、当社が、愛媛大学教員の専門性に基ついた活動を背景にしていることから、社会的信用も高くなります。これを活用して、ソフトウェア・エスクロウの分野にも進出することを決定しており、特に、地域のIT系企業の支援も可能になります。広い意味では、愛媛大学の社会貢献・地域貢献の一端を担うとも言えます。これらの活動を通じて、業績の回復と、新たな展望を次期に向けて打ち出していきたいと考えています。いずれにしましても、当社は、まだ発足以後6ヶ月しか経過しておりませんので、株主の皆様におかれましては、来期の終了時点までの業績の発展をご期待いただければと存じます。

(2) 会社の現状と対処すべき課題

上でも述べましたように、当社といたしましては、以下のような成長戦略を推進し、愛媛大学の財政基盤支援の一環を担うとともに、設立趣旨に述べました事項の一層の発展に尽くしていくことを目指します。

それらの戦略は、まず、利益相反の視点等から、学内での直接契約を可能にするための対処を行い、少なくとも来期の中ごろ(平成19年4月)からは、学内での直接契約を結べる体制を構築します。次に、地域のIT系企業と共同しての、省庁や自治体の主催するプロジェクトへの応募と、そのためのシステム開発を行います。すでに、愛媛県グリーン・ツーリズム協会のホームページ、松山市eビジネス創出事業等では実績をあげています。当社に所属します大学院生(e-CISスタッフ)が、近辺の協力企業と共同で、プロジェクトの企画からシステム作成までを行っており、大学院生にとりましても、貴重な実学体験の場となっています。さらに、地域のIT系企業のソフトウェア製品の信頼性支援のための、ソフトウェアの預託制度である、ソフトウェア・エスクロウ事業を展開し、愛媛大学の地域貢献の一端を担います。この制度は、欧米では重要度が高まっておりますが、国内では、財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC)が行っているのみです。SOFTICは、東京にありますので、地域のIT系企業にとっては、預託を行なうのは困難ですが、当社の企画によって、問題は解決されるも通しで、活用が期待されます。契約書等の法整備に関しましては、法文学研究科所属の大学院生がe-CISスタッフとして活躍してくれています。さらに、愛媛県松山高等技術専門学校での、求職者用の公共職業訓練の「プログラミング実践コース」に関連する職場実習型訓練(オン・ジョブ・トレーニング)として、訓練生を受け入れ、地域への貢献も高めています。

さらに、これらの成長戦略を実現するために、さらなるマネジメント革新に取り組み、人事面での配慮を行ない、学内の部局等から当社への安心感を高めます。その多くは、愛媛大学内の研究者の専門性と関連する分野で対応していきます。

以上の諸施策に取り組むことにより、株主のみなさまのご期待に応える所存でございます。

なお、当社の状況を自由にご覧いただき、ご意見やご提案をいただくために、当社のホームページを、e-CISスタッフに作成させました。URLは、以下の通りです。

<http://www.ecis.co.jp/>

(3) 業績および財産の状況の推移ならびにその説明

売上高(千円) 990, 4
松山市小中学校に関わるe-Learningコンテンツ開発費
コンサルタント収入

売上原価(千円) 260, 0 (e-CISスタッフ給与)

総経費(千円) 6600, 6 (法人税等を含む)

当期損益(千円) △ 5870, 3

なお、第1期の決算報告書として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、同(内訳)、及び決算方法を記した個別注記表を同封いたします。

第2号議案 定款の一部変更の件

当社の定款第3条(本店の所在地)を下記のとおり変更したいと思います。理由は、営業報告に述べたとおりです。

記

変更前

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛媛県松山市文京町3番地に置く。

変更後

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛媛県松山市に置く。

第3号議案 取締役および監査役の任期満了に伴う改選の件

取締役および監査役の全員が、定款第30条(最初の取締役及び監査役の任期)の規程に基づき本定時総会の終結と同時に任期満了退任となりますので、改選の必要があります。その選任方法については定款第20条の規程により累積投票の方法によらないこととなっています。現在の取締役および監査役の全員を再選し、重任させるか、その一部あるいは全員を新規に選出するかについてはかります。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬額の決定に関する件

当社が取締役及び監査役に、本年10月1日から明年9月30日までに支払うべき報酬等の額の上限は1,500万円とします。